

こんにちは。文化財課の児玉です。

先日、世界文化遺産への登録を目指す「百舌鳥・古市古墳群」がユネスコの世界遺産に登録される見通しであることが、大きく報道されました。百舌鳥・古市古墳群は、百舌鳥エリア（大阪府堺市）の23基、古市エリア（大阪府羽曳野市・藤井寺市）の26基の計49基から構成されています。

これらの中で、最も大きい前方後円墳が「仁徳天皇陵古墳」ですが、毎日新聞では「大山古墳（仁徳天皇陵）」、読売新聞では「仁徳天皇陵古墳（大山古墳）」、朝日新聞では「大山古墳（伝仁徳天皇陵）」と記載され、いずれも「大山古墳」が併記されていました。

文化庁の報道発表資料では、「仁徳天皇陵古墳」と記載され、「大山古墳」の名称はどこにも見当たりません。一体、どういうことなのでしょう。

実は、今回の49基の古墳は、宮内庁が管理する「陵墓の名称」と文化財保護行政側が使用する「遺跡の名称」が混在しているのです。したがって、「仁徳天皇陵古墳」は陵墓名、「大山古墳」は遺跡名ということになります。報道各社は、混乱を避けるため、陵墓名と遺跡名を併記しているのでしょう。

遺跡名ですが、全国的には、遺跡が所在する住所の小字名を基本として、名付けられます。例えば、青森市大字野沢字小牧野に所在する遺跡だと「小牧野遺跡」となります。中には、例外もあり、古くから遺跡名が定着している「三内丸山遺跡」の場合は、字名と小字名が一体となった名称となっています。また、小字名を遺跡名とするルールが適用される前に登録されたものでは、「三内霊園遺跡」「野木和公園遺跡」「西高校遺跡」など施設名に由来するものもあります。

同じ小字に複数の遺跡が存在する場合には、「小牧野（2）遺跡」「小牧野（3）遺跡」というように、発見順に括弧付の数字が付されます。よみがなになると「こまきのかっこにいせき」となり、「かっこ」が余計に見えますが、ルールですから仕方ありません。岩手県や秋田県の場合だと、括弧ではなく、ローマ数字が付され、「〇〇Ⅱ遺跡」「〇〇Ⅲ遺跡」…となり、よみがなは「〇〇にいせき」「〇〇さんいせき」と青森県のものよりもすっきりしています。

また、珍しいケースですが、札幌市では札幌市全域の地図に横軸と縦軸の方眼を重ね、「N-1遺跡」「N-2遺跡」のようにアルファベットと数字を組み合わせで遺跡名としています。